

ご契約の際には「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください


「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。
必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- ご契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について
- 告知義務について
- 責任開始期と契約日について
- 保険金等をお支払いできない場合について 他

生命保険募集人について

当終身保険の生命保険募集人は、お客様とジブラルタ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当終身保険の生命保険募集人に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】ジブラルタ生命コールセンター
 **0120-59-2269**
受付時間／平日8:30～20:00
土曜9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

生命保険契約者保護機構について

ジブラルタ生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820、ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

募集代理店からのご説明事項



- 「ライフロング・グランデ」にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客様の他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ライフロング・グランデ」はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、預金としての元本保証はありません。
- 保険業法上の規制に基づき、お客様の勤務先もしくは当募集代理店への融資申込状況等により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

この保険商品のご契約のご検討にあたっては、必ず販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

パンフレットに記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。


お問い合わせについて

積立利率は毎月1日と16日に設定され、ご契約時は契約日における積立利率が適用されます。
積立利率は以下の方法でご確認いただけます。

 **コールセンター（フリーダイヤル）**
 **0120-59-2269**
受付時間／平日8:30～20:00
土曜9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

ご利用いただけるサービス

- 住所変更手続き
- 保険証券の再発行手続き
- 保障内容の確認等の対応 等

 **インターネット（ホームページ）**
<http://www.gib-life.co.jp>

ご利用いただけるサービス


- 契約内容のご確認
- 保険証券再発行のご請求
- 住所・電話番号等のご変更 等

募集代理店

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ジブラルタ生命コールセンター
 **0120-59-2269**

受付時間／平日8:30～20:00
土曜9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>

ライフロング・グランデ

LIFE LONG GRANDE

積立利率更改型一時払終身保険（米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建）

多彩な3つの通貨で家族のあんしんを準備する

募集代理店

引受保険会社



大切な資産をのこすことは大切な人へのメッセージ

これまで築きあげてきた大切な資産を、確かな安心として
かけがえのない大切な時間を共有してきた人へ贈りたい。
大切な資産が大切な人の幸せに役立ってほしいという願いは、
全ての人が共通して持っている想いではないでしょうか。
人生をともに歩み、支えてくれた大切な家族へ、
これまで築きあげてきた大切な資産を贈ること、
これは、あなたの想いや愛情をのせたメッセージを伝えることです。

大切な資産を大切な人へのこすために今からできること…。この想いに自信をもってお応えできる2つのプランをご用意しました。
「ライフロング・グランデ」は2つのタイプから、それぞれのニーズに応じてお選びいただくことができます。

殖やしてのこす

ご契約時にお申込みいただいた運用通貨で着実に資産を殖やしながらのこす準備をしたい方は

基本
タイプ

「基本タイプ」では、着実に資産を殖やしながら生涯にわたる死亡保障を確保することができます。ご契約時に「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」の中からご選択いただいた運用通貨*ごとに異なる積立利率(固定利率)が適用されますので、運用通貨での積立金が着実に増加します。なお、積立利率は10年ごとに更改されます。

※基本タイプとは、積立金定期引出特約が付加されていないタイプのことをいいます。
※円で受け取る場合の為替リスク等くわしくは、10ページの「ご注意いただきたい事項」をご覧ください。

▶ 基本タイプについてくわしくは3～4ページをご覧ください。

使いながらのこす

積立利率に応じて設定される定期引出金を受け取りながらのこす準備をしたい方は

積立金
定期引出
タイプ

「積立金定期引出タイプ」では、生涯にわたり定期引出金を受け取りながら死亡保障も確保することができます。ご契約時に「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」の中からご選択いただいた運用通貨*ごとに異なる積立利率に応じた定期引出金を毎年お受取りいただくことができます。なお、定期引出額は10年ごとに更改される積立利率により設定されます。

※積立金定期引出タイプとは、積立金定期引出特約が付加されているタイプのことをいいます。

▶ 積立金定期引出タイプについてくわしくは5～6ページをご覧ください。

*当パンフレットでは、各通貨建(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建)契約における通貨を運用通貨といいます。

基本 タイプ

ご契約時にお申込みいただいた運用通貨で 着実に資産を殖やしながらのこす準備をしたい方は

[運用通貨]



米ドル



ユーロ



豪ドル

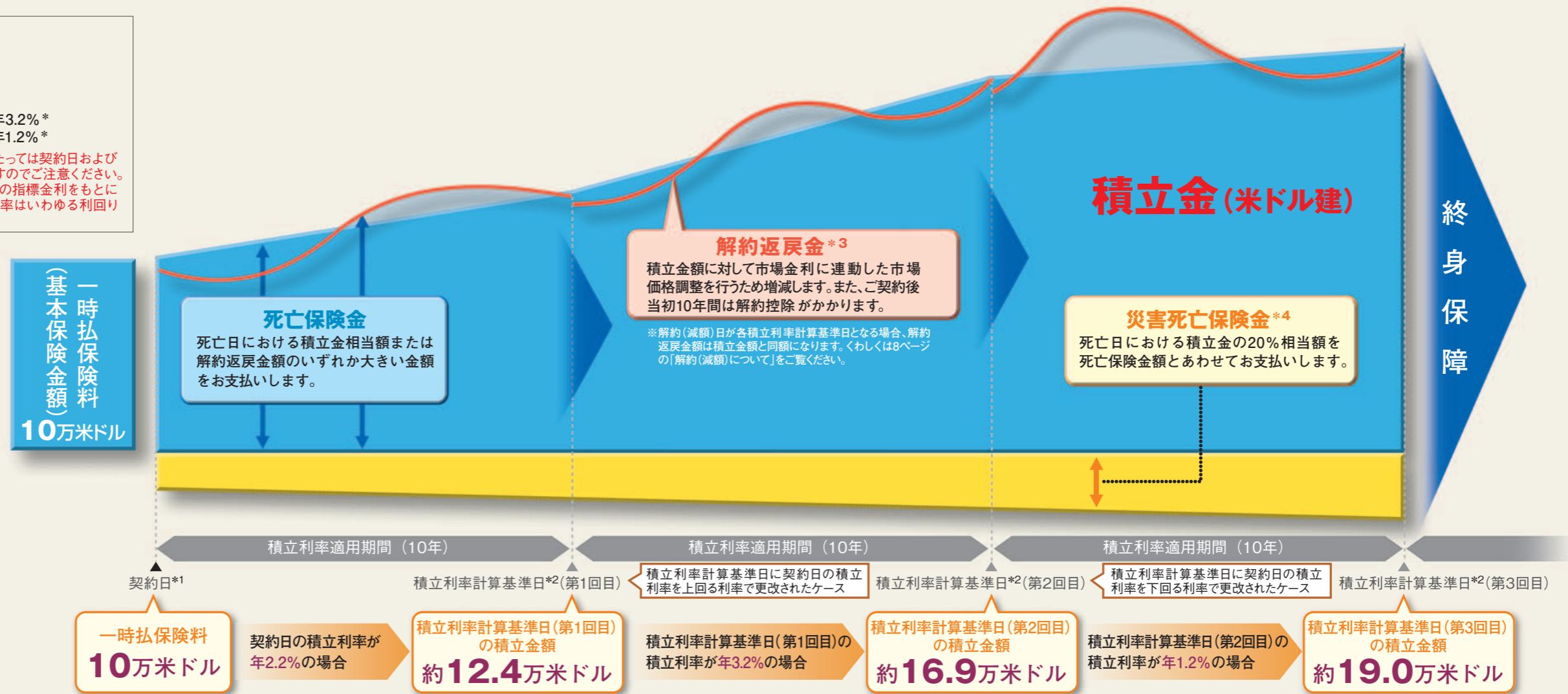
※この保険の為替リスク、解約返戻金、ご契約にかかる費用等について、くわしくは10ページの「ご注意いただきたい事項」をご覧ください。

[ご契約例]

- 保険期間：終身
- 運用通貨：米ドル
- 一時払保険料：10万米ドル
- 契約日の積立利率：年2.2%*
- 積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率：年3.2%*
- 積立利率計算基準日(第2回目)の積立利率：年1.2%*

*記載の各積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますのでご注意ください。
※積立利率とは積立金に付利する利率をいい、所定の指標金利をもとに定められます。なお、この保険に付利する積立利率はいわゆる利回りとは異なります。

- *1 契約日(責任開始日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日となります。
 - *2 積立利率計算基準日は、契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日をいいます。
 - *3 積立利率計算基準日以外の日で解約した場合、解約返戻金額には市場価格調整が行われます(くわしくは8ページの「解約(減額)」について)をご覧ください。右記イメージ図では、積立利率計算基準日の解約返戻金額と比較して、積立利率計算基準日の翌日の解約返戻金額は一般的に減少することを示しています。
 - *4 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金額とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※この図はイメージであり将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額等を保証するものではありません。



運用通貨での積立金が着実に増加します

- 「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」の3通貨をラインアップ。一時払保険料の全額が通貨ごとに異なる積立利率で運用されます。
- 積立利率は10年ごとに更改され、次回更改時(10年後)まで適用されます。

死亡保障は終身にわたり確保されます

- 被保険者がお亡くなりになった場合は死亡保険金を、また不慮の事故等でお亡くなりになった場合は死亡保険金とあわせて災害死亡保険金をお支払いします。
- 死亡保険金は、他の生命保険金と合算され、「500万円×法定相続人の数」まで非課税となります(相続税法第12条)。
▶円の税法上の換算レート等くわしくは9ページの「税務取扱いについて」をご覧ください。

お申込みについて

■ 一時払保険料の範囲			
	米ドル	ユーロ	豪ドル
最低	2万米ドル	2万ユーロ	3万豪ドル
最高		5億円*	
取扱単位	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル

*各契約の契約日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算されます。なお、同一被保険者ですすでにご契約いただいている積立利率更改型一時払終身保険と通算されます。

- 被保険者の契約年齢範囲(満年齢)
 - 15歳～87歳
 - 告知
 - 職業告知のみ
 - 死亡保険金受取人の範囲
 - 被保険者の2親等以内の親族
 - 積立利率、積立利率適用期間について
 - 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。お申込みから契約日まで間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご確認ください。
 - 積立利率は契約日の利率が直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
- ※基本タイプの積立利率は年0.05%が最低保証されます。

積立金 定期引出

タイプ

積立利率に応じて設定される定期引出金を受け取りながらのこす準備をしたい方は

[運用通貨]



米ドル



ユーロ



豪ドル

※この保険の為替リスク、解約返戻金、ご契約にかかる費用等について、くわしくは10ページの「ご注意いただきたい事項」をご覧ください。

【ご契約例】

- 保険期間：終身
- 運用通貨：米ドル
- 一時払保険料：10万米ドル
- 契約日の積立利率：年2.1%*
- 積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率：年3.1%*
- 積立利率計算基準日(第2回目)の積立利率：年1.1%*

*記載の各積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

*積立利率とは積立金に付利する利率をいい、所定の指標金利をもとに定められます。なお、この保険に付利する積立利率はいわゆる利回りとは異なります。

*1 契約日(責任開始日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日となります。

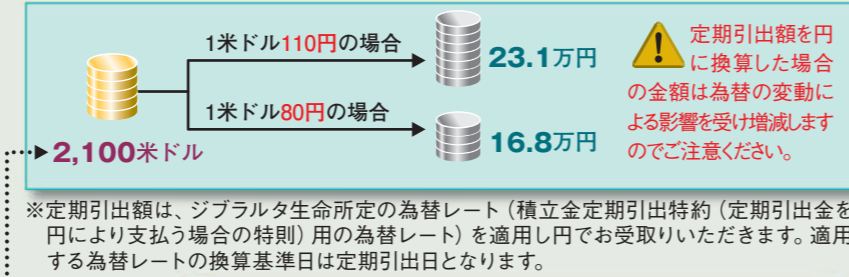
*2 積立利率計算基準日は、契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日をいいます。

*3 積立利率計算基準日以外の日に解約した場合、解約返戻金額には市場価格調整が行われます(くわしくは8ページの「解約(減額)について」をご覧ください)。右記イメージ図では、積立利率計算基準日の解約返戻金額と比較して、積立利率計算基準日の翌日の解約返戻金額は一般的に減少することを示しています。

*4 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金額とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

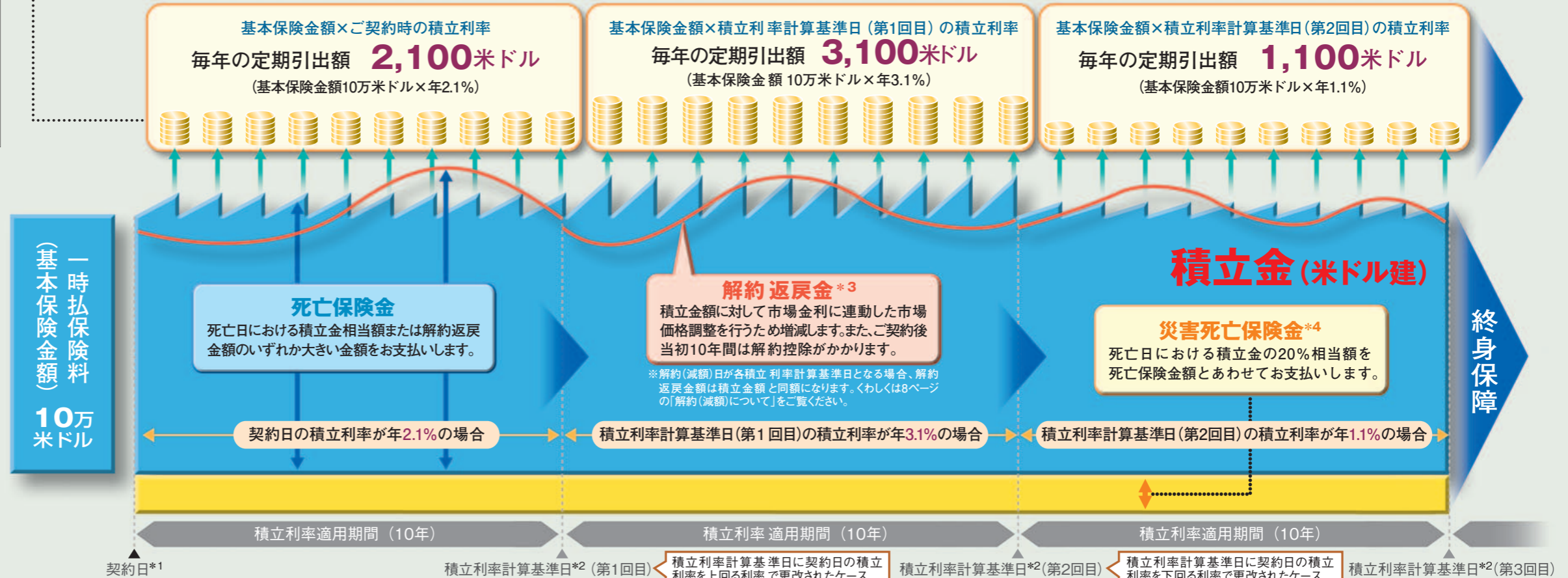
※この図はイメージであり将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額、定期引出額等を保証するものではありません。なお、災害死亡保険金額について、積立金の20%相当額を反映していません。

【定期引出金は円でお受け取りいただけます】



■積立金定期引出特約について

- 定期引出金は毎年の定期引出日*(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)にお支払いします。定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときの定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額となります(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額となりませんのでご注意ください)。
- 定期引出金を支払われた場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。なお、定期引出額のお支払時に基本保険金額が減額されることはありません。
- この特約は契約時にのみ付加できます。中途付加は取り扱いません。
- 直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申出の場合に限り、この特約を解約することができます。
- 基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算(減額)されます。
- *定期引出日と定期引出金の着金日は異なる場合があります。



毎年、定期引出金をお受け取りいただけます

- ご契約の1年後より、毎年の積立金の増加分を定期引出金としてお受け取りいただけます。定期引出金は円でお受け取りいただけます。
- 定期引出金はご契約または特約の解約や保険金等のお支払いがない限り終身にわたりお受け取りいただけます。死亡保障を終身にわたり確保しつつ、定期引出金を老後生活資金等に活用することが可能です。

定期引出額は積立利率適用期間ごとに以下の算式で計算されます。

$$\text{定期引出額} = \text{基本保険金額} \times \text{積立利率}$$

死亡保障は終身にわたり確保されます

- 被保険者がお亡くなりになった場合は死亡保険金を、また不慮の事故等でお亡くなりになった場合は死亡保険金とあわせて災害死亡保険金をお支払いします。

死亡保険金は、他の生命保険金と合算され、「500万円×法定相続人の数」まで非課税となります(相続税法第12条)。

▶ 円の税法上の換算レート等くわしくは9ページの「税務取扱いについて」をご覧ください。

お申込みについて

■一時払保険料の範囲

	米ドル	ユーロ	豪ドル
最低	5万米ドル	5万ユーロ	5万豪ドル
最高	5億円*		
取扱単位	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル

■被保険者の契約年齢範囲(満年齢)

- 15歳～87歳

■告知

- 職業告知のみ

■死亡保険金受取人の範囲

- 被保険者の2親等以内の親族

*各契約の契約日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算されます。なお、同一被保険者ですすでにご契約いただいている積立利率更改型一時払終身保険と通算されます。

■積立利率、積立利率適用期間について

- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時時点で設定されている積立利率が適用されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。
- 積立利率は契約日の利率が直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。

※積立金定期引出特約を付加する際に設定される積立利率がジブラルタ生命所定の利率を下回る場合、この特約を付加することはできません。

※定期引出に要する費用がかかることから積立金定期引出特約を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります(積立利率計算基準日における積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。

各種お取扱いについて

円で受け取ることができます

【円支払特約について】

●外貨建の(災害)死亡保険金、解約返戻金等をジブラルタ生命所定の為替レート(円支払特約用の為替レート*)で円で換算し、お受け取りいただけます(くわしくは10ページの「外貨のお取扱いによりご負担いただく費用」をご覧ください)。

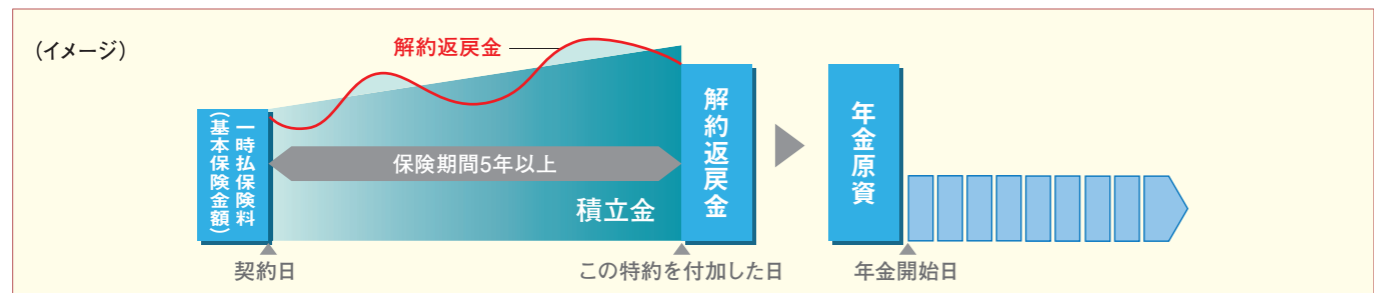
対象	換算基準日
(災害)死亡保険金	被保険者の死亡日
解約返戻金	解約日(減額日)(所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日)

*このレートは、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日(その日が、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日)のTTB(対顧客電信買相場)(1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値)を下回ることはありません。

※この特約を付加して保険金額を円で受け取る場合、被保険者の死亡日における為替相場により円に換算した保険金額が、保険料払込時の為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合がありますのでご注意ください。

最短5年で年金として受け取ることができます

【年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)について】



●契約日から5年経過以後、この特約を付加することで、この特約を付加した日(ジブラルタ生命が書類を受け付けた日)における解約または減額による解約返戻金をもとに年金を受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。

●年金種類は確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)、保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)、保証金額付終身年金のいずれかとなります。なお、複数の年金種類を選択することも可能です。

※保証期間付終身年金および保証金額付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上の場合のみ、ご選択いただけます。

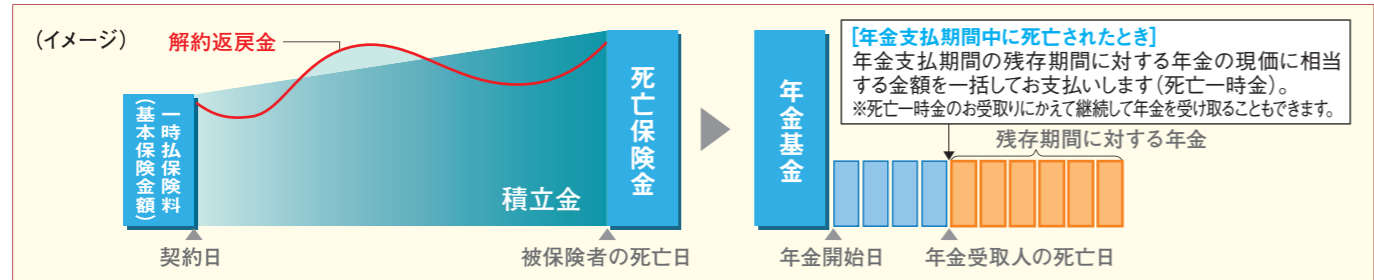
※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率*、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額(米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合、この特約を付加することができません。

*予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

※この特約の年金額等を円によりお受け取りいただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額として取り扱います。この場合、以後、外貨建のお支払いはできません。

(災害)死亡保険金を年金で受け取ることができます

【遺族年金特約について】



●(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。

●年金の種類は確定年金のみとなります。年金支払期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。

●被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日)を年金基金設定日として(災害)死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。

※年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率*等)に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額(米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合、お取扱いできません。

*予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

※この特約の年金額等を円によりお受け取りいただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金額を年金基金に充当して取り扱います。この場合、以後、外貨建のお支払いはできません。

解約(減額)について



解約した場合、市場価格調整を行い解約返戻金額は増減します。また、契約日以後10年間は解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。

●契約日以後、いつでも保険契約を解約(減額)できます。解約(減額)時には、以下の式により解約返戻金額が算出されます。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{解約日(減額日)*1の積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率*2}) \\ &= \text{解約日(減額日)*1の積立金額} - \text{解約日(減額日)*1の積立金額} \times \text{①市場価格調整率} - \text{解約日(減額日)*1の積立金額} \times \text{②解約控除率*2} \end{aligned}$$

A 市場価格調整率に基づき増減する額 B 解約控除率に基づき控除される額

*1 解約日(減額日)とは、所定の必要書類がジブラルタ生命に到着した日となります。また、積立利率計算基準日を解約日(減額日)に指定することもできます。
*2 解約控除率は契約日から解約日(減額日)までの年数が10年未満の場合、適用されます。

●解約日(減額日)が各積立利率計算基準日となる場合、市場価格調整・解約控除はともに行われなため解約返戻金額は積立金額と同額となります。

●基本保険金額を減額する場合、減額する基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。なお、減額後の基本保険金額は以下の基本保険金額(将来変更される可能性があります)を限度とします。

対象	米ドル	ユーロ	豪ドル
基本タイプ	2万米ドル	2万ユーロ	3万豪ドル
積立金定期引出タイプ	5万米ドル	5万ユーロ	5万豪ドル

①市場価格調整率

●運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金額に反映させるもので、経過年数や金利により変動します。「適用されている積立利率」が「解約日(減額日)に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

$$\text{①市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\%) * 1}{1 + \text{解約日(減額日)に計算される積立利率}(\%) * 2 + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数} * 3}{12}}$$

*1 適用されている積立利率…解約日(減額日)の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
*2 解約日(減額日)に計算される積立利率…解約日(減額日)を契約日として新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
*3 残存月数…解約日(減額日)からその日を含めて直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)
※市場価格調整率の上限・下限はありません。ただし、解約返戻金額がゼロを下回ることはありません。
※市場価格調整率についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

②解約控除率

●契約日からの経過年数が10年未満の解約(減額)の場合、解約(減額)する積立金額に対し経過年数に応じた所定の解約控除率を適用します。

契約日からの経過年数*										
1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	—

*経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの年数をいいます。

【解約返戻金額の計算例】

設定例 ●運用通貨…米ドル ●積立利率…年3.00% ●解約時の積立金額…1万米ドル ●経過年数…5年
●解約日に計算される積立利率…年3.50%

①市場価格調整率の計算…残存月数=5(年)×12=60(月)

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + 3.00\%}{1 + 3.50\% + 0.3\%} \right]^{60/12} = 1 - \left[\frac{1.03}{1.038} \right]^5 = 1 - 0.962053 \dots = 0.0379 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

②解約控除率…経過年数は5年以上なので、解約控除率は5.0%(=0.05)

A 市場価格調整率に基づき増減する額 …10,000米ドル×0.0379=379米ドル*1 *1 1ドル未満が発生した場合でも端数処理は行いません。

B 解約控除率に基づき控除される額 …10,000米ドル×0.05=500米ドル*2 *2 1ドル未満が発生した場合でも端数処理は行いません。

解約返戻金額 …10,000米ドル-379米ドル-500米ドル=9,121米ドル ※解約返戻金額はセント未満を四捨五入します。



解約(減額)をご検討される際には、市場価格調整率、解約控除率に加えて、解約返戻金の円換算額(為替リスク)もご考慮ください。

※解約(減額)時の為替相場で円に換算した場合、ご契約時における為替相場で円換算した一時払保険料相当額を下回る場合がありますのでご注意ください。

税務取扱いについて

お払込みいただく保険料について

お払込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

解約返戻金について

解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等*の差額が所得税（一時所得）の対象となります。

*減額した場合は減額部分の解約返戻金額が、また、積立金定期引出特約が付加されたご契約で定期引出額を受け取った場合は、それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額が差し引かれます。

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）を付加して年金としてお受取りになる場合について

この特約を付加して年金として受け取る場合、毎年お受取りになる年金は、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）の対象となります。

（災害）死亡保険金について

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税*
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

遺族年金特約を付加して（災害）死亡保険金を年金としてお受取りになる場合について

被保険者の死亡時に、相続税または贈与税の課税対象が年金受給権の評価額となるのは、遺族年金特約の年金受取人が契約者以外であり、かつ、被保険者生存中にご契約者が年金受取のお申出をされている場合（遺族年金特約付加のお申出をされている場合）となります。

遺族年金特約の年金受取人	年金受取の申出時期	被保険者死亡時の課税	年金受取時の課税
契約者以外	生存中に契約者よりお申出	年金受給権の評価額に対して相続税* または贈与税	所得税（雑所得）+住民税
	死亡日以後にお申出	（災害）死亡保険金に対して相続税* または贈与税	
契約者	生存中に契約者よりお申出	—	
	死亡日以後にお申出	所得税（一時所得）+住民税	

*相続税の課税対象となる場合、他の生命保険金等と合算して生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人の数）の対象となります。くわしくは下記「生命保険金の非課税金額について（相続税法第12条）」をご参照ください。

定期引出金について

定期引出金の額（定期引出額）は一部解約ではなく保険契約に基づく給付であるため、年金（終身年金）として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年受け取る定期引出額から必要経費*1を差し引いた金額が所得税（雑所得）の対象となります。

$$*1 \text{ 必要経費} = \text{定期引出額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}^{*2}}{\text{定期引出金受取予定総額}^{*3} + \text{死亡保険金額}^{*4}}$$

- *2 保険料受領日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円換算した金額となります。
- *3 初回の定期引出額×第1回の定期引出日における被保険者の余命年数となります。
- *4 第1回の定期引出日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円換算した金額となります。

外貨建の税務上の換算レートについて

この保険の税務上の取扱いについては、外貨（米ドル・ユーロ・豪ドル）を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様になります。一般的につきの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料	保険料受領日	TTM（対顧客電信仲値） 〈相続税の対象となる場合〉TTB（対顧客電信買相場）
死亡保険金*2 災害死亡保険金*2	被保険者の死亡日	〈所得税の対象となる場合〉TTM（対顧客電信仲値）
解約返戻金*2	解約日（減額日）	TTM（対顧客電信仲値）

- *1 ジブラルタ生命の行う税務計算上はジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）およびジブラルタ生命所定のTTB（対顧客電信買相場）に準じる為替レートをを用います。
- *2 円支払特約により円でお受取りになっている場合は、円でお受け取った金額となります。

◆一時所得について 年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。	一時所得の課税対象金額 = { [収入 - 必要経費 (払込保険料等)] - 特別控除 (50万円) } × 1/2
◆生命保険金の非課税金額について（相続税法第12条） 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人のときは、他の生命保険金等と合算して次の控除が適用されます。	生命保険金の非課税金額 = 500万円 × 法定相続人の数

上記内容は平成22年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

ご注意いただきたい事項

！ 為替リスクについて

この保険の運用通貨は外貨であり、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人に帰属します。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

！ 解約返戻金について

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します（解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金額は減少することがあります）。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。くわしくは8ページの「解約（減額）について」をご覧ください。

！ ご契約にかかる費用について

- ◆積立利率について
お払込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、契約日および各積立利率計算基準日に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、積立金定期引出特約を付加した場合には、定期引出に要する率*を加えたものをいいます。
*定期引出に要する率は毎年の定期引出額をお支払いする為に要する率から算出しています。定期引出に要する率は積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。
- ◆外貨のお取扱いによりご負担いただく費用
【保険金額・定期引出額等を円でお受け取る場合の費用】
●「円支払特約」を付加、または「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用して保険金額・定期引出額等を円でお受けいただく場合の為替レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

通貨	円支払特約用・積立金定期引出特約（定期引出金を円により支払う場合の特則）用の為替レート（ジブラルタ生命所定の為替レート）
米ドル	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -1銭
ユーロ	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -2銭
豪ドル	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -3銭

※当該費用は将来変更される可能性があります。 (2010年4月現在)

- 【保険金額等を外貨でお受けいただく場合の費用】
●取扱金融機関により諸手数料（リファイティングチャージ等）が必要な場合があります（金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
●外貨でのお受けにかかる手数料（ジブラルタ生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料）をお受取額より差し引くことがあります（送金先金融機関により手数料は異なるため一律に記載することができません。お受取時にジブラルタ生命にご確認ください）。

- ◆年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2010年4月現在）を年金支払日に積立金額より控除します。
※当該費用は将来変更される可能性があります。
※年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）および遺族年金特約によるお取扱いです。
- ◆解約（減額）の際にご負担いただく費用
契約日から10年以内に解約（減額）する場合、解約（減額）する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。解約（減額）についての詳細は、8ページの「解約（減額）について」をご参照ください。